令和８年　№69
○国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則の制定

改正理由
　電子決裁の導入及び起案方法の現状を踏まえ，事務の効率化を図るため，決裁及び合議の省略規定の新設等，所要の改正を行うものである。

承認経過
　令和８年９月17日　事務協議会　審議・承認

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年９月28日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木　幸寿

令和８年規則第39号

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第８号）
(2) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：電子決裁の導入及び起案方法の現状を踏まえ，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（定義） 第２条　この規則で「文書」とは，本学所掌事務に係る内容を有する文書類で，次に掲げるものをいう。 (1)～(3)　〔省略〕 ２・３　〔省略〕 ４　この規則で「電子決裁」とは，電子決裁システムを利用して，電磁的記録により文書を起案，回付及び決裁する手続きをいう。	（定義） 第２条　この規則で「文書」とは，本学所掌事務に係る内容を有する文書類で，次に掲げるものをいう。 (1)～(3)　〔省略〕 ２・３　〔省略〕
（学内文書の取扱い） 第３条　〔省略〕	（学内文書の取扱い） 第３条　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（受信文書の配布） 第６条　文書担当係は，受信文書を接受したときは，文書記号番号及び受付年月日を記入し，文書件名簿に登載する。ただし，電磁的記録にあっては，文書件名簿への登録その他適当な方法による記録をもってこれに代えることができる。	（受信文書の配布） 第６条　文書担当係は，受信文書を接受したときは，文書記号番号及び受付年月日を記入し，文書件名簿に登載する。
２　〔省略〕	２　〔省略〕
（起案文書の作成） 第７条　起案文書の作成は，原則として電子決裁を用いて行うものとする。ただし，電子決裁システムによることが困難であるとき又はその他やむを得ない特別な事情が認められたときは，東京学芸大学原議書（様式第２）により行うことができる。	（起案文書の作成） 第７条　起案文書の作成は，特に定めのある場合を除き，東京学芸大学原議書（様式第２）により行い，次の各号に定めるところによるものとする。ただし，定例的なもの又は簡易なものについては，文書の余白を利用する等原議書を用いずに適当な方法により起案することができる。 (1)　１案件につき１件とすること。 (2)　横書き左とじを原則とすること。 (3)　「文部省公文書の書式と文例」を参考とすること。 (4)　当該文書作成の基となる受信文書及び参考資料等を添付すること。
２　電子決裁により起案文書を作成する場合は，次の各号に掲げる事項によるものとする。 (1)　１案件につき１件とすること。 (2)　「文部科学省公文書の書式と文例」を参考とすること。	

(3) 当該文書作成の基となる受信文書及び参考資料等を添付すること。 ３　第１項ただし書きの規定により原議書を作成する場合においては，前項各号の規定を準用するほか，横書き左とじとする。 （起案文書の訂正） 第８条　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この規則は，令和８年10月１日から施行する。	（起案文書の訂正） 第８条　〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：電子決裁の導入に伴い事務の効率化を図るため，決裁及び合議の省略規定の新設等，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（決裁の原則） 第４条　文書は，名義者の決裁を得て施行しなければならない。 ２　学長又は理事の決裁を得ようとする文書は，あらかじめ事務局長を経なければならない。	（決裁の原則） 第４条　文書は，名義者の決裁を得て施行しなければならない。 ２　学長又は理事の決裁を得ようとする文書は，あらかじめ事務局長を経なければならない。
（決裁及び合議の省略） 第５条　前条第１項の規定にかかわらず，次に掲げる事項に係る決裁及び合議については，事務の効率化を図るため，主管課長及び各附属学校長の判断に基づき，その手続の一部又は全部を省略することができる。 (1) 単なる事実の通知，照会，回答その他の軽易な事項 (2) あらかじめ名義者又は決裁権者までの一連の職位の者の承認を得ている事項 (3) 取扱いが事前に確認されている定型的な事項 (4) その他決裁以外の方法により，関係者の意思が事前に確認されている事項 ２　前項の規定を適用し，決裁又は合議に係る手続の一部を省略する場合には，起案文書にその旨を明示しなければならない。	
（専決） 第６条　第４条第１項の規定にかかわらず，別表第２の事項欄に掲げる事項の決裁は，同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りではない。	（専決） 第５条　前条第１項の規定にかかわらず，別表第２の事項欄に掲げる事項の決裁は，同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りではない。
（代理決裁） 第７条　緊急を要する決裁文書について決裁すべき者が不在のときは，これに次ぐ者が代理して決裁することができる。 ２　前項により代理決裁をした者は，事後速やかに決裁すべき者に報告しなければならない。	（代理決裁） 第６条　緊急を要する決裁文書について決裁すべき者が不在のときは，これに次ぐ者が代理して決裁することができる。 ２　前項により代理決裁をした者は，事後速やかに決裁すべき者に報告しなければならない。
（供閲文書） 第８条　供閲文書についても，別表第２に準じて，供閲するものとする。	（供閲文書） 第７条　供閲文書についても，別表第２に準じて，供閲するものとする。
（規則の改廃） 第９条　この規則の改廃は，事務局長を経て学長が定める。	（規則の改廃） 第８条　この規則の改廃は，事務局長を経て学長が定める。
〔省略〕	〔省略〕

別表第２

〔省略〕

（学務部関係）

事　　項	名　義　者	専　決　者
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(41)教育職員の出張，講師派遣依頼に対する文書	学　　長	大学院課長
(42)博士課程の学生の願い出による身分異動に関する文書	学　　長	研究科長

〔省略〕

附　則

この規則は，令和８年10月１日から施行する。

別表第２

〔省略〕

（学務部関係）

事　　項	名　義　者	専　決　者
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(41)教育職員の出張，講師派遣依頼に対する文書	学　　長	大学院課長
(42)学生の願い出による身分異動に関する文書	学　　長	研究科長

〔省略〕